

I 令和4年度政策財政運営の基本方針

● はじめに

1 政策展開の方向性

東日本大震災から10年と半年余が経過致しますが、我が町は、「チーム山元・心を一つ」に、子々孫々に誇れる「新生やまもと」の実現を目指し、『山元町震災復興計画』に掲げる各種事業を、一步一步着実に進め、単なる復旧にとどまらない「創造的復興から新たなステージへ」と、着実に歩みを進めております。

また、まちの将来像である「キラリやまもと！みんなでつくる笑顔あふれるまち」を実現するために、『第6次山元町総合計画（R1～R10）』における「5つの基本方針」に基づく各種事業を最優先事項として注力することに加え、引き続き『山元町地方創生総合戦略』や『山元町過疎地域持続的発展計画』に掲げた施策について、成果を検証しながら更なる充実に努め、さらに、限りある財源の中ではありますが、行政区や町民の皆様方から頂いた様々な要望や、新たに顕在化した課題の解決に努め、より暮らしやすいまちづくりに取り組むものとします。

第6次山元町総合計画における5つの基本方針

- 1 健やかな暮らしをともに支えるまちづくりに取り組みます**
(子育て環境、保健・医療、障がい福祉、高齢者福祉)
- 2 地域の資源を生かした産業の振興と活力あふれるまちづくりに取り組みます**
(農林水産業、商工業、観光・交流、移住・定住)
- 3 のびのびと学び、夢と志を育むまちづくりに取り組みます**
(学校教育、生涯学習、文化財、スポーツ・レクリエーション)
- 4 快適な生活を支える、コンパクトで安全・安心なまちづくりに取り組みます**
(防災・減災、防犯、交通安全、都市整備、公共交通、上下水道)
- 5 質の高い持続可能なまちづくりに取り組みます**
(環境保全、廃棄物・循環型社会、地域コミュニティ・協働、行財政運営)

2 財政運営の方向性

令和4年度の予算編成に当たっては、地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、**最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。**」を念頭に、引き続き、復旧・復興の完遂に向けた取組みを着実に推進するとともに、『第6次山元町総合計画』に掲げた基本方針を具現化するための施策を円滑に実施できるよう、優先順位付けの徹底、新たな歳入確保策の検討など、様々な方策を検討することにより、将来にわたる財政の健全性の確保に配慮したメリハリの効いた予算編成に努めます。また、新型コロナウイルス感染症対策についても、必要に応じ、実施していきます。

(1) 事業の優先順位付けを徹底

人口減少を見据えた公共施設のあり方や事務事業の見直しなどを徹底的に行い、事業効果や効率性の向上を図り、緊急性等が低いと判断した事業については、**減少が見込まれる職員数と事務量とのミスマッチが生じないように**年次計画の見直しや、廃止・縮減等を徹底するとともに、各部署において特に優先的に取り組むこととした事業の財源を捻出します。

(2) 新たな歳入確保策の検討

定住促進といった人口減少対策事業をはじめ、産業振興や雇用の拡大、町民所得の向上など税収の増加に繋がる各種事業を展開するとともに、町税等の一般財源の確保に努め、ふるさと納税制度や有料広告に続く新たな収入確保策について鋭意検討します。また、過疎法に基づく各種支援制度についても、活用を検討します。

(3) 民間活力導入の検討

上下水道事業や地域包括支援センター業務の包括的民間委託をはじめ、復興公営住宅の包括管理業務や、シルバー人材センターの活用等の事例を参考に今後とも民間活力の導入を検討します。

(4) 基金の活用

限りある財源の中で、新たな行政需要や、町政の課題解決に可能な限り応えるため、基金の趣旨や今後の残高の推移等も踏まえながら、各種基金についても積極的に活用するとともに、**一定期間活用していない基金については、統廃合を含め検討**します。

(5) 持続可能な財政運営の確保

人口減少、少子高齢化の影響等、本町の財政状況を十分に理解し、単に近隣市町村や同規模類似団体における取り組みに合わせることなく、将来の財政運営に過度な負担を強いることが無いよう、事業の見直しや縮減に努めるとともに、引き続き、財政の健全化に配慮した地方債の発行に努めます。